議案第１０５号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　改正後の第23条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

平成２７年１２月１日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

国民健康保険税の減免申請において、記載内容に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定される個人番号を加える必要があるため、この案を提出するものであります。